令和元年度　気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について　　　　　　　　　　　　津市立片田小学校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 1. 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合

気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合 | 〈２〉大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合 |
| 始業前 | 1. 午前６時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、給食を中止します。
2. 午前７時においても警報が解除されない場合は、休校とします。
3. 警報が午前７時までに解除された場合は、解除後２時間以上の余裕をもって登校してください。

ただし、午前６時以降、午前７時までに解除された場合は、給食を実施せず午前中の授業とします。＊　警報が解除されても、通学路が危険な場合、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。 | 通常どおり授業を実施します。＊　登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。【始業前】【登下校時】【在校時】とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。 |
| 登下校時 | 1. 校内にいる児童生徒を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。
2. 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童生徒を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）
 | 通常どおりの登下校とします。 |
| 在校時 | 1. 児童生徒を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。
2. 安全に帰宅することが困難である場合（児童生徒）は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。
3. 児童生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に措置を状況により判断します。
	1. 通常の下校
	2. 教職員の引率による集団下校
4. 保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引渡し、地域等から協力を得た見守り等での下校
5. 保護者の出迎えまで学校で保護
 | 通常どおり授業を継続します。 |

※「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

1. 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
2. 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

※　学校からの連絡は、まちcomiでのメール配信、学校のホームページで行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（１７１）を使用します。

※　PTA役員・地区委員・パトロール隊員のみなさまは、可能であれば各地区の状況を適宜お知らせください。

※　通常登校になった場合でも停電等の事情により給食の実施ができないことがあります。そのような場合は、神戸小・櫛形小・片田小の3校で協議し、授業の実施について決定します。